

7 消 安 第 3954 号
令和 7 年 10 月 1 日

(別記関係団体) 殿

農林水産省消費・安全局長

特定家畜伝染病防疫指針の一部変更及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の改正について（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ）

平素から家畜衛生行政に対して、御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

標記のことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、引き続き、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力方よろしくお願い申し上げます。貴会の会員の方々におかれましては、貴職から周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上



(別記関係団体)

一般社団法人 日本養鶏協会会長
一般社団法人 日本食鳥協会会長
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会会長
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会長
国産鶏普及協議会会長
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
全国養鶏経営者会議会長
日本成鶏処理流通協議会会長
一般社団法人日本卵業協会会長
全国たまご商業協同組合理事長
全国鶏卵加工協議会会長
一般社団法人日本伝書鳩協会会長
一般社団法人 日本鳩レース協会会長
日本オーストリッチ協議会会長
日本オーストリッチ事業協同組合組合長
豊橋養鶏農業協同組合組合長
公益社団法人 中央畜産会会長
全国農業協同組合中央会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長
公益社団法人 日本獣医師会会長
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長
一般財団法人 畜産環境整備機構理事長
協同組合日本飼料工業会会長
公益社団法人 畜産技術協会会長
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会長
全国精麦工業協同組合連合会会長
全国飼料卸協同組合理事長
全国飼料輸入協議会会長
飼料輸出入協議会会長
日本食肉輸出入協会会長
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長
全国食肉事業協同組合連合会会長
全国食肉業務用卸協同組合連合会会長
公益財団法人日本食肉流通センター理事長
日本石灰協会会長
日本石灰工業組合理事長

写

7 消 安 第 3954 号
令和 7 年 10 月 1 日

各都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

特定家畜伝染病防疫指針の一部変更及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の改正について（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ）

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針が一部変更されたことに伴い、同疾病に係る留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

以上

別記

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
山梨県知事
長野県知事
岐阜県知事
静岡県知事
愛知県知事
三重県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事
奈良県知事
和歌山県知事
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
福岡県知事
佐賀県知事
長崎県知事
熊本県知事
大分県知事
宮崎県知事
鹿児島県知事
沖縄県知事

○高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（令和6年10月31日付け6消安第4352号農林水産省消費・安全局長通知）の改正新旧対照表

改正後	改正前
第1（略） 第2 <u>大臣指定地域における措置について</u> <u>都道府県は、家きん飼養羽数100羽未満（エミュー及びだちょうにあつては、10羽未満）の農場であつて、生きた家きん等の出荷がないと確認された農場は、対象から除外することができる。</u> 第3～第8（略） 第9 強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定 飼養羽数100羽以上（<u>エミュー及びだちょう</u>にあつては、10羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で20%の感染を検出できる数の検査農場を、下表を参考に選定する。なお、選定に当たっては、水きん飼養農場（100羽以上のあひるを飼養する農場であつて、他の農場へ当該あひるの生体を出荷しているものをいう。）におけるものを優先的に行うものとする。水きん飼養農場以外の選定に当たっては、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。 （※）飼養規模は、次のとおりグループ分けする。 I 100羽以上（<u>エミュー及びだちょう</u>にあつては、10羽以上）～1,000羽未満 II 1,000羽以上～10,000羽未満	第1（略） （新設） 第2～第7（略） 第8 強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定 飼養羽数100羽以上（だちょうにあつては、10羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で20%の感染を検出できる数の検査農場を、下表を参考に選定する。なお、選定に当たっては、水きん飼養農場（100羽以上のあひるを飼養する農場であつて、他の農場へ当該あひるの生体を出荷しているものをいう。）におけるものを優先的に行うものとする。水きん飼養農場以外の選定に当たっては、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。 （※）飼養規模は、次のとおりグループ分けする。 I 100羽以上（だちょうにあつては、10羽以上）～1,000羽未満 II 1,000羽以上～10,000羽未満

Ⅲ 10,000羽以上

母集団	標本数
1～19戸	8戸
20～29戸	10戸
30～39戸	11戸
40～69戸	12戸
70戸以上	14戸

第10～第20 （略）

第21 動物園等の飼養鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の防疫対応について

都道府県は、動物園等の飼養鳥（家きんを除く。以下同じ。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合において、家きんに同ウイルスがまん延するリスクが高いと判断した場合には、必要に応じて法第10条又は法第25条の2の規定に基づく消毒並びに通行制限及び遮断の措置や 法第31条の規定に基づく検査、注射等を検討するとともに、関係部局と調整の上、飼養鳥の所有者又は管理者に対して、自主的なとう汰を含む防疫措置の要請を行う。

第22・第23 （略）

第24 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議

家畜防疫員が次の措置が全て講じられていることを確認した場合は、都道府県は、防疫指針第5の2の(1)の②のエ及び同(2)の②のカ

Ⅲ 10,000羽以上

母集団	標本数
1～19戸	8戸
20～29戸	10戸
30～39戸	11戸
40～69戸	12戸
70戸以上	14戸

第9～第19 （略）

第20 動物園等の飼養鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の防疫対応について

動物園等の飼養鳥（家きんを除く。以下同じ。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合において、家畜防疫員が、家きんに同ウイルスがまん延するリスクが高いと判断した場合には、必要に応じて法第10条又は法第25条の2の規定に基づく消毒並びに通行制限及び遮断の措置や 法第31条の規定に基づく検査、注射等を検討するとともに、関係部局と調整の上、飼養鳥の所有者又は管理者に対して、自主的なとう汰を含む防疫措置の要請を行う。

第21・第22 （略）

第23 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議

家畜防疫員が次の措置が全て講じられていることを確認した場合は、都道府県は、防疫指針第5の2の(1)の②のエ及び同(2)の②

の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外できる。

1 本病感染の否定

(1) (略)

(2) 1日の家きんの死亡率が対象期間の平均の2倍未満であること
(留意事項第16を含む。)

(3) (略)

2・3 (略)

第25 (略)

第26 同一の集卵ベルトを共有している農場のいずれかにおいて患畜

又は疑似患畜が確認された場合の対応

集卵ベルトを共有している農場のいずれかにおいて患畜又は疑似患畜が確認された場合、次の措置を講じることで、患畜又は疑似患畜が確認されていない他の農場（以下「非発生農場」という。）の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

1 非発生農場における本病感染の否定

(1) 全家きん舎において、高病原性又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状が確認されていないこと。

(2) 1日の家きんの死亡率が対象期間の平均の2倍未満であること
(防疫指針第4の2の(3)の①に準じる。)

(3) 全ての家きんが、患畜又は疑似患畜と過去7日間接触していないこと。

2 非発生農場における家きんの取扱い

都道府県は、非発生農場の家きんについて、動物衛生課と協議

の力の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外できる。

1 本病感染の否定

(1) (略)

(2) 1日の家きんの死亡率が対象期間の平均の2倍未満であること
(留意事項第15を含む。)

(3) (略)

2・3 (略)

第24 (略)

(新設)

の上、疑似患畜から除外した場合、当該家きんを防疫指針第12の1の(2)の疫学関連家きんとして取り扱うとともに、当該農場に対して、防疫指針第9の1の(1)の①に規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

3 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

非発生農場において飼養衛生管理基準が厳格に遵守されていること。

4 発生農場における防疫措置時のまん延防止対策の徹底

防疫指針第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された場合は、

(1)原則として、速やかに、発生農場から非発生農場への病原体拡散防止のため、農場の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置等を行うこと。

(2)必要に応じて、非発生農場との境界へのブルーシート又はパネルの設置、家きん舎の排気口への不織布又はフィルターの設置、家きん舎内外の消毒薬噴霧等により、粉じん、羽毛等の拡散防止対策を講ずること。

(3)集卵ベルトを介して、発生農場から非発生農場へ家きん卵（種卵を含む。）を搬入させないこと。

(4)発生農場の家きん舎等の1回目の消毒が完了するまで、集卵ベルト稼働時は、発生農場から送り出されるベルトについて、非発生農場に入る前の地点で消毒を実施すること。

第27～第35 （略）

第36 防疫措置前の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場及び発生農場の周囲1 km以内の区域に位置

第25～第33 （略）

第34 防疫措置前の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場及び発生農場の周囲1 km以内の区域に位置

する農場（防疫第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。）における消石灰等の散布、粘着シートの設置、殺鼠剤の散布等を必要に応じて専門業者に依頼し、迅速かつ効果的に発生農場外への病原体拡散防止措置を実施する。また、粘着シートを設置する場合には野鳥等への影響を考慮して設置する。

第37 防疫措置時の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場におけると殺等の防疫措置時の病原体拡散を防止するため、農場等の状況に応じて、以下の措置を講ずる。

- 1 排気口へのフィルターの設置、液状消毒薬を用いた排気口の継続的な消毒、排気量の調整又は周辺農場との境界での寒冷紗等による防護壁の設置。
- 2 と殺は、原則として家きん舎内で行い、死体は袋詰め又は消毒等を実施してから持ち出す。また、やむを得ず生きた家きんを持ち出す場合は、羽毛等の拡散防止対策を実施する。
- 3 原則として、防疫措置従事者等や物資等の輸送用の車両は他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

第38・第39 （略）

第40 24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで5から10万羽程度の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで3から6万羽程度の飼養規模を想定している。

する農場（防疫第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。）における消石灰等の散布、粘着シートの設置、殺鼠剤の散布等を必要に応じて専門業者に依頼し、迅速かつ効果的に発生農場外への病原体拡散防止措置を実施する。

（新設）

第35・第36 （略）

第37 24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで5から10万羽程度の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで3から6万羽程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実
に即した防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫措置に必要な獣医師を含む人員及び資材の確保、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めるとともに、大規模農場においてと殺が必要となった場合には、留意事項33の優先順位付けに基づき実施すること。

第41～第45 (略)

第46 非商用農場の確認について

家きん飼養羽数100羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10羽未満）の農場であって、疫学調査により当該施設より生きた家きん等の出荷がないと確認された農場（以下「非商用農場」という。）の判定については、次に掲げる事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

- ・ 防疫指針第4の2の検査時の家きんの飼養羽数が100羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10羽未満）であること。
- ・ 病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場から家きん等の移動がないこと。
- ・ 疫学調査の結果、周辺への感染拡大のおそれがないこと。

第47～第63 (略)

第64 発生状況確認検査、清浄性確認検査、搬出制限区域解除検査及び監視強化区域解除検査の方法

1・2 (略)

様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実
に即した防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫措置に必要な獣医師を含む人員及び資材の確保、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めるとともに、大規模農場においてと殺が必要となった場合には、留意事項31の優先順位付けに基づき実施すること。

第38～第42 (略)

第43 非商用農場の確認について

家きん飼養羽数100羽未満（だちょうにあっては、10羽未満）の農場であって、疫学調査により当該施設より生きた家きん等の出荷がないと確認された農場（以下「非商用農場」という。）の判定については、次に掲げる事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

- ・ 防疫指針第4の2の検査時の家きんの飼養羽数が100羽未満（だちょうにあっては、10羽未満）であること。
- ・ 病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場から家きん等の移動がないこと。
- ・ 疫学調査の結果、周辺への感染拡大のおそれがないこと。

第44～第60 (略)

第61 発生状況確認検査、清浄性確認検査、搬出制限区域解除検査及び監視強化区域解除検査の方法

1・2 (略)

- 3 搬出制限解除検査及び監視強化区域解除検査の対象農場の選定に当たっては、飼養羽数100羽以上（エミュー及びだちょうにあっては、10羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で30%の感染を検出できる数の検査農場を、下表を参考に選定する。

母集団	標本数
1～19戸	6戸
20～29戸	7戸
30～99戸	8戸
100戸以上	9戸

第65～第73 （略）

（別紙1）

- 1 家畜保健衛生所で行うモニタリング又は病性鑑定の検査方法

防疫指針第3の1及び2の都道府県において実施するモニタリングの血清抗体検査の方法並びに防疫指針第4の5の都道府県による家畜保健衛生所での検査の方法は、以下のとおりとする。

(1)（略）

(2)ウイルス分離検査

①～③ （略）

④ 鳥パラミクソウイルスとの鑑別

接種発育鶏卵から採取した雑菌増殖のない尿膜腔液のHA試験が陽性であればA型インフルエンザウイルス又は鳥パラミクソウイルスによるものであると推定できる。HA試験が陽性的場合、鳥パラミクソウイルスであることを否定するため、9血

- 3 搬出制限解除検査及び監視強化区域解除検査の対象農場の選定に当たっては、飼養羽数100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で30%の感染を検出できる数の検査農場を、下表を参考に選定する。

母集団	標本数
1～19戸	6戸
20～29戸	7戸
30～99戸	8戸
100戸以上	9戸

第62～第70 （略）

（別紙1）

- 1 家畜保健衛生所で行うモニタリング又は病性鑑定の検査方法

防疫指針第3の1及び2の都道府県において実施するモニタリングの血清抗体検査の方法並びに防疫指針第4の5の都道府県による家畜保健衛生所での検査の方法は、以下のとおりとする。

(1)（略）

(2)ウイルス分離検査

①～③ （略）

④ 鳥パラミクソウイルスとの鑑別

接種発育鶏卵から採取した雑菌増殖のない尿膜腔液のHA試験が陽性であればA型インフルエンザウイルス又は鳥パラミクソウイルスによるものであると推定できる。HA試験が陽性的場合、鳥パラミクソウイルスであることを否定するため、9血

清型が知られている鳥パラミクソウイルスのうち、1型のニューカッスル病ウイルスが広く分布していることから、まず、抗ニューカッスル病ウイルス血清を用いて赤血球凝集抑制反応試験（以下「HI試験」という。）を行う。

この結果、ニューカッスル病ウイルスが否定された場合には、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を冷蔵状態で動物衛生研究部門に送付し、病性鑑定に供する。

(3)・(4) (略)

2 家畜保健衛生所から動物衛生研究部門への材料送付

防疫指針第4の5の(2)並びに6の(1)及び(2)による家畜保健衛生所から動物衛生研究部門への材料送付は、以下のとおり行うこととする。

(1)材料の送付

家畜保健衛生所等における病性鑑定又はモニタリングの結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は、分離されたウイルス又は遺伝子検体を別記の記載事項に留意しつつ動物衛生研究部門に冷蔵状態で送付する。この場合には、「病性鑑定依頼書」（留意事項の様式3）及び「異常家さんの症状等に関する報告」（留意事項の様式2-1）を添付する。

(2)連絡

① 家畜保健衛生所は、都道府県畜産主務課に対し、動物衛生研究部門に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家さんの症状等に関する報告」（留意事項の様式2-1）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

清型が知られている鳥パラミクソウイルスのうち、1型のニューカッスル病ウイルスが広く分布していることから、まず、抗ニューカッスル病ウイルス血清を用いて赤血球凝集抑制反応試験（以下「HI試験」という。）を行う。

この結果、ニューカッスル病ウイルスが否定された場合には、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を冷蔵状態で動物衛生研究所に送付し、病性鑑定に供する。

(3)・(4) (略)

2 家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付

防疫指針第4の5の(2)並びに6の(1)及び(2)による家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付は、以下のとおり行うこととする。

(1)材料の送付

家畜保健衛生所等における病性鑑定又はモニタリングの結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は、分離されたウイルス又は遺伝子検体を別記の記載事項に留意しつつ動物衛生研究所に冷蔵状態で送付する。この場合には、「病性鑑定依頼書」（留意事項の様式3）及び「異常家さんの症状等に関する報告」（留意事項の様式2-1）を添付する。

(2)連絡

① 家畜保健衛生所は、都道府県畜産主務課に対し、動物衛生研究所に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家さんの症状等に関する報告」（留意事項の様式2-1）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

② 都道府県畜産主務課は、動物衛生課に対し<u>動物衛生研究部門</u>に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式２－１）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。 3 <u>動物衛生研究部門</u>で行う病性鑑定 防疫指針第５の１の(1)及び(2)の<u>動物衛生研究部門</u>において実施するウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の方法は、以下のとおりとする。 (別記) (略) (別紙２) (略) (別記様式１～９) (略)	② 都道府県畜産主務課は、動物衛生課に対し<u>動物衛生研究所</u>に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式２－１）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。 3 <u>動物衛生研究所</u>で行う病性鑑定 防疫指針第５の１の(1)及び(2)の<u>動物衛生研究所</u>において実施するウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の方法は、以下のとおりとする。 (別記) (略) (別紙２) (略) (別記様式１～９) (略)
---	--